

光武帝期の宗廟制と政治

上條 駿

はじめに

後漢代の郊祀制度についてはすでに先学によつて、元始故事を継承したものであったことが明らかにされている。その役割は、前漢の理想的礼制を後漢が受け継ぐという王朝の意思を表現するものであった。¹⁾ 一方で目黒杏子氏は後漢の郊祀制度と元始故事との間にいくつかの相違点がみられることを指摘し、それが儒家經典の枠外にある群小の神々までも、皇帝主宰の祭祀体系に取り込むものであること、儒家からは離れた多くの世界観が、皇帝中心の秩序の中に包摂されたものであるということを論じるほか、宗廟制に関しても元始故事が継承されたことを述べている。²⁾ しかし『後漢書』張純伝に禘祫の祭祀が元始五年に初めておこなわれたということが述べられているのみであり、宗廟制全体の構造や祭祀の方式に関して元始故事を受け継いだことが明示される史料は、管見の限りみられない。

安居香山氏は、後漢代における制礼作樂の運動が緯書思想と密接に関連した受命改正思想によつて支えられていたことを指摘した。制礼作樂運動と受命改制思想という観点からみれば、³⁾ 元始故事が前漢までの制度の祖型として認識されていたであろうことが予想される。とりわけ宗廟制は前漢において儒家官僚や外戚の政治闘争と深く関連し、漢

家故事と儒家の理想的な礼制である故制との相違も相まって官僚間の議論の対象となった⁵⁾。またそうした議論は、儒家的礼制とその世界観の中に皇帝権力を相対的に位置づける方向性があったことも指摘されているところである⁶⁾。

それならば、後漢代において従来元始故事を継承したものとしてみとらえられている宗廟制が実際にはどのような構造をもち、その思想的根底がどのような方向性であったかといった問題を後漢の政治状況とともに考えなければならぬであろう。それによって、後漢王朝がどのような体制を理想とし、その中における皇帝権力がどのように位置づけられたのかということを考えることができるのではないか。そこで、本稿では光武帝期の宗廟制の変遷を追い、

その全体像と元始故事との関連性を当該時期の政治状況とともに論じる。

1、後漢における「礼楽分崩」

『後漢書』儒林伝上の序に、以下のような箇所がある。

昔王莽、更始之際、天下散乱、礼楽分崩、典文残落。及光武中興、愛好経術、未及下車、而先訪儒雅、採求闕文、補綴漏逸……。於是立五经博士、各以家法教授、易有施、孟、梁丘、京氏、尚書歐陽、大小夏侯、詩齊、魯、韓、礼大小戴、春秋嚴、顔、凡十四博士、太常差次総領焉。

これによれば王莽期から両漢交替期の社会は、その混乱により「礼楽分崩」し、「典文残落」といった状況であったようである。『後漢書』には、儒林伝を除いて「礼楽分崩」という文言はみられないが、『後漢書』張純伝には、

純在朝歴世、明習故事。建武初、旧章多闕、每有疑議、輒以訪純、自郊廟婚冠喪紀礼儀、多所正定。

とある。すなわち、建武初期には「旧章」が多く闕けていたため、光武帝は故事に精通する張純を招き諮問したが、その内容は「郊廟婚冠喪紀の礼儀」といった各種儀礼が中心であった。これに関して、おなじく『後漢書』張純伝に、

建武二十六年のこととして、

二十六年、詔純曰、禘、祫之祭、不行已久矣。三年不為礼、礼必壞。三年不為樂、樂必崩。宜挹經典、詳為其制。純奏曰、礼、三年一祫、五年一禘。……、斯典之廢、於茲八年、謂可如礼施行、以時定議。帝從之、自是禘、祫遂定。とあり、張純が宗廟における禘祫の祭祀について、諮問をうけたことを伝える。このほか張純は礼楽制度に関して、しばしば光武帝から諮問をうけたようである。このことから、建武年間のはじめ旧章が多く闕けていたというのは、礼楽制度に未完成な部分が存在した、すなわち「礼楽分崩」の状況と同一であったと考えられる。

両漢交替期においては、たとえば『後漢書』杜林伝に、

初為郡吏。王莽敗、盜賊起、林与弟成及同郡范逵、孟冀等、将細弱俱客河西。

とあるほか、同書桓榮伝にも、

莽敗、天下乱。榮抱其經書与弟子逃匿山谷、雖常飢困而講論不輟、後復客授江淮間。

とあり、のちに王朝の各種制度構築に関わることになる儒家官僚が、混乱を避けて中央から地方へと逃避していた。また、狩野直禎氏は建武年間初期の光武帝集団が、王朝としてのかたちを整えるために学者や儒家官僚を中枢に置く必要性のあったことを指摘した。これらを総合して考えたとき、後漢初期における礼楽制度の構築が、政権内における礼楽や故事に精通した儒家官僚および学者層の不足によって困難な状況であったことが予想される。

このことは宗廟制の面においてより顕著である。たとえば、建武二年に洛陽に立てられた高廟について、『後漢書』光武帝紀建武二年春正月の条に、

壬子、起高廟、建社稷於洛陽、立郊兆于城南、始正火德、色尚赤。是月、赤眉焚西京宮室、発掘園陵、寇掠関中。大司徒鄧禹入長安、遣府掾奉十一帝神主、納於高廟。

とある。建武二年洛陽に高廟が立てられ、その後鄧禹が長安より持ち帰った前漢十一帝の神主をここに納めた。しかしこの洛陽高廟について、『続漢書』祭祀志下の劉昭注には、

旧儀曰、故孝武廟。古今注曰、於洛陽校官立之。

とある。『漢旧儀』と『古今注』とで異なった説を載せているが、いずれにしてもはじめから宗廟として新たに建設された施設ではなく、⁽¹⁰⁾既存の施設を再利用したようである。また、そこにおける神主の祀り方に関しても、先述の光武帝紀の李賢注には、

衛宏旧漢儀曰、已葬収主、為木函、藏廟太室中西壁坎中。去地六尺一寸、祭則立於坎下。

とあり、経書の中にはみられない方式がとられていた。⁽¹¹⁾そして、先に挙げた張純伝に対し、『統漢書』祭祀志下では、

二十六年、有詔問張純、禘祫之礼不施行幾年。純奏、礼、三年一祫、五年一禘。毀廟之主、陳於太祖、未毀廟之主、皆升合食太祖、五年再殷祭。旧制、三年一祫、毀廟主合食高廟、存廟主未嘗合。元始五年、始行禘礼。父為

昭、南嚮、子為穆、北嚮。父子不並坐、而孫從王父。禘之為言諦。諦諛昭穆、尊卑之義。以夏四月陽氣在上、陰氣在下、故正尊卑之義。祫以冬十月、五穀成熟、故骨肉合飲食。祖宗廟未定、且合祭。今宜以時定。語在純傳。

と、光武帝による諮問のあとに張純伝とほぼ同内容の回答を載せる。祭祀志下では光武帝が、「禘祫之礼不施行幾年」と質問しており、これに対する回答が、張純伝の「禘、祫之祭、不行已久矣。」という文言であろう。また、祭祀志下に載せられている張純の回答には「元始五年、始行禘礼」とある。このことから、元始五年に初めて禘祫の祭祀がおこなわれたが、両漢交替期の混乱によつて建武二十六年まで中断されていたことがわかる。

このように、建武年間初期の宗廟制には施設そのものとしてのあり方や、祭祀方法などといった面で、儒家の理想とする形式が整えられてはいなかった様子が看取される。そして宗廟も含めた礼制上の不備が「礼樂分崩」であつたと考えられる。それでは、「分崩」した礼 樂制度のより具体的な内容と構造とはどのようなものであつたか。

2、建武十九年までの廟制と政治状況

『統漢書』祭祀志下)には、

光武帝建武二年正月、立高廟于洛陽。四時禘祀、高帝為太祖、文帝為太宗、武帝為世宗、如旧。余帝四時春以正月、夏以四月、秋以七月、冬以十月及臘、一歲五祀。

とある。この時、高帝を太祖、文帝を太宗、武帝を世宗とすること、「如旧」であった。高帝と文帝に関しては問題ないが、武帝については前漢において大きな問題として議論された。最終的に武帝を高帝、文帝と同じく世宗として永世祀することを決定したのは、哀帝期に劉歆ら古文学派の主張を取り入れて以降である。藤川正數氏は、劉歆らの主張が不毀廟に常数はなく、したがって武帝の廟はその功德から考えても不毀廟とすべきであるという論点と、皇考廟、恭考廟といった親廟は宗廟の中に入れるべきではなく、武帝の廟は七廟制の上からみても親尽廟に当たらないという論点とによつて成り立つていることを明らかにした⁽¹²⁾。詳しくは後述するが、この二つの論点はこれ以降の後漢の宗廟制をみる上で重要なものであると考えられる。ここではひとまず、「如旧」というのが、上記のような前漢の流れを継承したものである可能性を指摘したい。王莽はこの時の劉歆の説をもとに、元始四年に宣帝を中宗、元帝を高宗として、不毀廟とすることを上奏し、採用されている⁽¹³⁾。しかし建武二年の段階では宣帝、元帝に関してはなにも言及されていないため、この時点での「如旧」が、ただちに元始故事を採用したことを指すと断言するには問題がある。また、先述のように洛陽高廟そのものの構造と祭祀方法も儒家經典にはみられないものであった。したがって、やはりこの時点で元始故事に依拠していたと考えることは難しい。

続いて『統漢書』祭祀志下)には、

三年正月、立親廟洛陽、祀父南頓君以上至舂陵節侯。時寇賊未夷、方務征伐、祀儀未設。

とある。建武三年に光武帝の四世祖の親廟が立てられた。本来元始故事までに採用された廟制では帝位に就いていな

い者の親廟を祀ることは認められておらず、皇考廟、恭考廟も前述のとおり劉歆らの上奏を最後に、宗廟からはずさずされている。元始故事もこの劉歆らの意見に従っているわけであるから、ここで南頓君らの親廟を立てることは元始故事に違ふことになる。また、「時寇賊未夷、方務征伐、祀儀未設。」とあるが、この時には赤眉軍をはじめ漁陽太守彭寵などが反乱を起しており、光武帝による親征も幾度となくおこなわれるなど情勢が不安定であった。そうした状況によっていまだ宗廟における祭祀の式次第も定まっていない状況が、「時寇賊未夷、方務征伐、祀儀未設。」ということになるのではないか。

一方で建武三年の宗廟制には元始故事に合致する部分もみられる。それは、親廟の数が「四」であったという点である。前漢では、『礼記』祭法篇の太祖、一祧、一昭、一穆の七廟制をベースとして、このうち二祧を廟数に入れずしたがって不毀廟の数に制限はないとする説を劉歆が提案し、元始年間に王莽によって採用された。これに従うならば親廟の数は二昭、二穆の四つであり、建武三年に立てられた親廟の数が四であることはこれに由来するものである。その面において、四親廟という数自体は元始故事と合致する。

とはいえ、宗廟の祭祀方法について王朝の安定と儒家礼説上の問題とがいまだ未解決であったことは確かであろう。『続漢書』祭祀志下には建武三年以降のこととして、

至十九年、盜賊討除、戎事差息、於是五官中郎將張純与太僕朱浮奏議、礼、為人子事大宗、降其私親。礼之設施、不授之与自得之異意。当除今親廟四。孝宣皇帝以孫後祖、為父立廟於奉明、曰皇考廟、独群臣侍祠。願下有司議先帝四廟当代親廟者及皇考廟事。下公卿、博士、議郎。大司徒涉等議、宜奉所代、立平帝、哀帝、成帝、元帝廟、代今親廟。兄弟以下、使有司祠。宜為南頓君立皇考廟、祭上至春陵節侯、群臣奉祠。時議有異、不著。

とあり、建武十九年にいたつてようやく張純を中心として廟制改革が議論された。冒頭をみても分かるように、これは「盜賊討除、戎事差息」といった状況によるものであった。『後漢書』光武帝紀によれば建武十二年に公孫述政権が崩壊する。また同時に左右將軍の官が廃止された。さらに『後漢書』光武帝紀建武十三年の条には、

於是法物始備。時兵革既息、天下少事、文書調役、務從簡寡、至乃十存一焉。

とあるほか、冬十二月甲寅には、

冬十二月甲寅、詔益州民自八年以来被略為奴婢者、皆一切免為庶民、或依託為人下妻、欲去者、恣聽之、敢拘留者、比青、徐二州以略人法從事。

とあって、益州で奴婢となった者の開放令が発せられるなど、王朝の安定と新たに獲得した益州の統治とが着々と進められていた。

しかし、国内の混乱が完全に終息したというわけではない。建武十五年には戸口調査の詔が発せられたが、在地豪族への配慮からか不正が相次ぎ、光武帝は不正をおこなった地方官を厳しく罰した。これに對して在地豪族の側からの反乱が起こり、後漢王朝はその対応に追われることとなる。狩野直禎氏はこうした状況について、統一直後の後漢王朝が地方の安定確保に追われていたということを指摘する一方、建武十三年以降、王朝の枢要官を開国の功臣から儒家的な教養を身に着けた文官へと移すなど、守成への転換がみられたことも指摘している。¹⁸ また、小嶋茂稔氏は『後漢書』光武帝紀建武十八年の条に、「是歲、罷州牧、置刺史。」とあることに關する州牧制から州刺史制への移行について論じた。氏はその中で、建武十七年に光武帝と血縁的に近い人物が諸侯王として封建されたことに着目し、そうしたいわば「漢家故事」的な国制の整備とともに起こってくる諸侯王封建と、前漢末期からの儒家的故制への転換として立ち現れてきた州牧制との矛盾を克服するための施策として、建武十八年の州牧から刺史への転換を、制度的な州牧および州そのものの地位の格下げとしてとらえた。¹⁹

両氏の見解より考察すると、公孫述政権の崩壊を機に国内の統一を果たすことができた後漢王朝は、新しく獲得した益州を含む国内の安定化に奔走していったことになる。その中で、戸口調査や奴婢解放あるいは血縁者の諸侯王封建と、現実の政治状況に対応した制度改革とがおこなわれていた。こうした守成への転換が結実し、王朝の支配が軌道に乗り始めた状況が、祭祀志下の「盜賊討除、戎事差息」といった状況なのではないか。そうであれば、こうした政

治状況の変化に伴つて未完成であつた宗廟制の整備が求められた可能性が考えられる。再受命した光武帝によつて漢が復興されるという状況がもはや讖緯の予言としてだけでなく、政治的な現実味を帯びてきている段階にあつた。しかしそれを理念的に支えるものでもあるはずの宗廟制が、儒家の理想的礼制にそぐわないばかりか前漢の制度とも相違している中で祭祀が行われているというのは、少なくとも張純などの儒家官僚にとつて看過できない問題であつたであらう。

3、三帝遷祀および元帝廟の扱ひ

張純らが問題としたのは建武三年に立てられた四親廟であつた。光武帝が前漢を継いだものである以上、帝位に就いていない南頓君らを祀することは礼にそぐわないと主張したのである。そして四世祖は親廟で祀らず、前漢の諸帝の中から親廟で祀る皇帝を選ぶべきであることと、四世祖のためには別に皇考廟を立て、皇帝親祭ではなく臣下にその祭祀をおこなわせるといふことを有司に議論させるよう求めた。光武帝が有司に議論させたところ、四親廟では元帝、成帝、哀帝、平帝を祀り、南頓君らの扱ひに関しては張純らの主張と同様の処遇が求められた。

『統漢書』祭祀志下は、これに対して光武帝が出した詔を載せている。すなわち、

上可涉等議、詔曰、以宗廟処所未定、且禘祭高廟。其成、哀、平且祠祭長安故高廟。其南陽舂陵歲時各且因故園廟祭祀。園廟去太守治所遠者、在所令長行太守事侍祠。惟孝宣帝有功德、其上尊号曰中宗。於是洛陽高廟四時加祭孝宣、孝元、凡五帝。其西廟成、哀、平三帝主、四時祭於故高廟。東廟京兆尹侍祠、冠衣車服如太常祠陵廟之礼。南頓君以上至節侯、皆就園廟。南頓君稱皇考廟、鉅鹿都尉稱皇祖考廟、鬱林太守稱皇曾祖考廟、節侯称皇高祖考廟、在所郡県侍祠。

とあるのがそれである。これによれば、成帝、哀帝、平帝の三帝を長安の故高廟に遷し、南頓君らは、建武十七年に修繕された園廟²⁰で在所の太守、令長に祭祀をおこなわせることが決定された。また、宣帝の功德を慮り、中宗の尊号を贈ることも新たに決定されている。中宗の尊号について、中川裕志氏は、光武帝が宣帝を「中興之主」として賞賛し、同時に「王霸雜柔」たる宣帝の政治に自らの政治をなぞられることで、自己の権威の正当性をアピールするといふ、政治的な意図のもとでこの尊号が贈られたとしている。それは同時に光武帝自身を「中興之主」として宣揚することもでもあり、図讖によって蔓延していた漢王朝復活への希求を意識したものであろうということも論じられている。つまり、宣帝に「中宗」の尊号を贈ることは、図讖を軸とした一連の政策の一つでもあったことを指摘しているのである²¹。

また「中宗」の尊号は光武帝によつてはじめて贈られたものではなく、元始四年に王莽によつて贈られた²²。その点では元始故事を継承するものであるが、元帝に対しては尊号が贈られていない。祭祀志下では、「於是洛陽高廟四時加祭孝宣、孝元、凡五帝。」としている。十九年までの不毀廟であった三帝に加え、新たに宣帝と、元帝を加えた五帝を不毀廟として四時に祭るといふことであろう。元帝が不毀廟として扱われたであろうことは、『統漢書』祭祀志下に、

光武皇帝崩、明帝即位、以光武帝撥乱中興、更為起廟、尊号曰世祖廟。以元帝於光武為穆、故雖非宗、不毀也。後遂為常。

とあり、光武帝が崩じて世祖廟が立てられた際、元帝は光武帝にとつては穆にあたるため、宗号はないが不毀廟とすることが、これ以降常例となったようである。ここでいう穆とは、宗廟における昭穆の序列のことであると思われる。しかし後述するが、後漢では光武帝を前漢から数えて九世代目の皇帝とした。通常二代目が昭、三代目が穆の列に祀られるわけであるから、八世代目の元帝は昭の列にあるはずである²³。そうであれば、上記の祭祀志下の記述をどう考えればよいのか。蔡邕の『独断』には、以下のようにある。

光武中興、都洛陽、乃合高祖以下至平帝為一廟、藏十一帝主于其中、元帝于光武為禰、故雖非宗而不毀也。すなわち元帝の廟が光武帝にとつて父の廟である禰廟にあたるために、宗号はないものの不毀廟としたのである。この場合、『独断』の記述のほうが元帝を不毀廟としたことの理由としては首肯できる。また、おなじく蔡邕の『蔡中郎集』卷九宗廟迭毀議には、

孝元皇帝世在第八、光武皇帝世在第九、故以元帝為考廟、尊而奉之。孝明遵制、亦不敢毀。元帝于今朝九世、以七廟言之、則親尽、宜數、以宗廟言之、則非所宗。

とある。蔡邕は、獻帝の初平年間に宗廟の改革を求めて上奏をしており、これはその上奏文の一部である。²³⁾ここで、元帝の廟が初平年間まで毀たれることなく存続していたことがわかる。また、「以宗廟言之、則非所宗。」というところから、やはり元帝には宗号がなかった。『独断』と祭祀志との記述の違いは問題であるが、いずれにしても元帝に宣帝のような尊号は後漢を通して贈られなかったことと、初平年間までその廟が存続していたことは確かめられる。そうであれば、宣帝の扱いに関しては元始故事を継承したものといえるが、元帝の扱いはそうではなかったということができる。

他方、祭祀志下の光武帝の詔では、成、哀、平の三帝を長安故高廟で祀ることが定められている。『独断』卷下には、文帝、弟雖在三、礼、兄弟不相為後、文帝即高祖子、于惠帝、兄弟也、故不為惠帝後而為第一、宣帝弟次昭帝、史皇孫之子、于昭帝為兄、孫以係祖、不得上与父齊、故為七世。光武雖在十二、于父子之次、于成帝為兄弟、為于哀帝為諸父、于平帝為父祖、皆不可為之後。上至元帝于光武為父、故上繼元帝而為九世。故河図曰、赤、九世會昌、謂光武也。十世以光、謂孝明也。十一以興、謂孝章也。成雖在九、哀雖在十、平雖在十一、不称次。

とあり、三帝は光武帝と同世代あるいはそれより下の世代にあたるため、「兄弟不相為後」という礼説上の原則により、光武帝をこの三帝の後とすることができず、そのために三帝を除外して光武帝を元帝の子にあたる九世代目の皇帝として位置付けている。そして河図などの緯書にみられる「九世」というのが、光武帝を指すものであるとしてい

るのである。『後漢書』光武帝紀建武十九年春正月庚子の条には、祭祀志下の詔と同内容の記述があるが、これに附された李賢注にも、『漢官儀』の記述として『独断』と同内容の説を載せている。⁽²⁶⁾平季道氏は、緯書における「九世」と光武帝との関連付けとそれによる三帝遷祀を、宗廟制に緯書思想を根底とした改変が加えられたことの一例であるとした。⁽²⁷⁾

緯書にみられる「九世」は、本来は光武帝を指すものではなく、成帝を指すものであった。⁽²⁸⁾しかし漢王朝復興への希求とともに光武帝が即位したことに伴って、後漢王朝の正統性を緯書思想の上から後押しするためのものとして利用されたのである。平氏が指摘するように、光武帝の詔によって宗廟制も後漢王朝の正統性を示すものとして利用されたであろう。そしてそのための三帝遷祀と連動して、元帝と光武帝との間に擬制的父子関係が結ばれる結果となったのである。これを理由として、元帝の廟はついに獻帝の初平年間まで不毀廟として存続した。すなわち、元帝が不毀廟として扱われたことは、三帝遷祀の思想的根底にある緯書思想を背景とした廟制改革によって生じたものということができないのではないか。これを換言すれば、宣帝と元帝の扱いは元始故事を継承するという方向性では相違するものの、緯書思想を根底とした改変という面では、三帝遷祀と合わせて方向性を同じくするものであったといえることができる。

4、建武二十六年の改革

最後に本稿の冒頭でも引用した建武二十六年の記述について、その思想的根底については安居氏の精緻な論考があるためそちらに譲るとして、⁽²⁹⁾主に背景となった政治状況について若干の考察をしたい。建武二十六年においては、すでにみてきたように禘祫祭の実施と洛陽高廟における昭穆の序列を整えることが決定された。禘祫祭に関してはこれ

もすでに指摘したように、張純が「元始五年、始行禘礼」というところから、元始故事に依拠していることが明確に確認できる。ただし、祭祀志下には、

上難復立廟、遂以合祭高廟為常。後以三年冬禘五年夏禘之時、但就陳祭毀廟主而已。

とあり、また前掲の張純の回答にも「祖宗廟未定、且合祭。」とある。すなわち、張純は宗廟が未だ定まっていなかったため、高廟において合祭すべきことを主張し、光武帝もまた新たな廟を立てることに難色を示したため、ついに高廟で合祭することが常例となったのである。³⁰すでに指摘しているように、洛陽高廟は建武二年にこれが起こされた際、洛陽にもともと存在したなんらかの施設を再利用していたため、理想的な宗廟の機能を備えたものではなかった。したがって、建武二十六年に至って禘禘祭の実施と昭穆の序列を整備する時、高廟そのものも理想的な宗廟の構造に建て替える必要があつたであろう。しかし『漢書』卷九十九王莽伝下には、王莽が前述の劉歆の説に従つて長安に起こした宗廟の構造とその費用について、

太初祖廟東西南北各四十丈、高十七丈、余廟半之。為銅薄櫨、飾以金銀瑠文、窮極百工之巧。帶高增下、功費數百鉅万、卒徒死者万數。

とあり、宗廟の工費が数百鉅万にのぼつたことが窺える。後漢王朝の財政状況は、『後漢書』伏湛伝に、建武二年の漁陽太守彭寵の反乱に対して光武帝が親征しようとするのを諫めた言葉の中に、

今京師空匱、資用不足、未能服近而先事辺外、且漁陽之地、逼接北狄、黠虜困迫、必求其助。

とあり、成立当初は親征ための費用にも事欠く状態であつたことがわかる。無論、こうした状況は国内の統一とともに改善には向かつていたのである。しかし、統一以降幾度かの巡幸や南陽の園廟および長安の宮室修繕などがおこなわれたことが確認でき、多くの費用がこちらに充てられた可能性がある。³¹また、宗廟とともに儒家の理想とする都市の施設として前漢後期より重視されてきた三雍の建設が、光武帝の晩年にあたる中元元年にまで遅れたことや、明帝期に入つても、明帝が儉約を重視したために新たな廟は世祖廟を建設するにとどめたといふことから考えても、この³²³³

時儒家の理想とする宗廟の建設が、財政的な理由から躊躇されたのではないか。

おわりに

以上、光武帝期の宗廟制の変遷を追い、これがどの程度元始故事を継承したものであったかということと、その思想的根底と背景となった政治状況との関連とを考察した。まず全体として光武帝期の宗廟制は、元始故事に依拠した部分がみられるもの、あくまで部分的なものにとどまっていた。そうした状態が、徐々に張純の進言によって元始故事に依拠したものへと移行されていくが、その中で緯書の予言である「中興の祖」としての光武帝像が、国内の統一と守成への転換という現実の政治状況とともに顕在化してきたのではないか。

しかし建武十九年と建武二十六年とによっておこなわれた廟制改革も、完全に元始故事を受け継いだものとは言えない。この二つの改革に関して、張純ら臣下の側による「中興の祖」としての光武帝の位置づけよりも、光武帝自身の側によるより緯書の予言に沿った皇帝観が強く打ち出されていた。また、政治的な問題として財政の不安がこの時点まで継続していたということも考えられる。いずれにせよ、宗廟制だけでない礼楽制度全般にわたる諸々の問題は、中元二年に光武帝が崩御したことにより、明帝に引き継がれる。③④ 今後は、明帝期の礼制改革や、章帝期の白虎観会議といった事例も含め、光武帝期より継続した礼楽制度の問題がどのようにしてとらえられ、処理されていたか、そしてその思想的根底と政治との関連性を考える必要がある。

註

(1)元始故事については、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣、一九九五)、『王莽 改革者の孤独』(大修館書店、

二〇二二)、目黒杏子「後漢郊祀制と『元始故事』」(『九州大学東洋史論集』三六号、二〇〇八)を参照。具体的には、前漢平帝の元始年間に王莽主導でおこなわれた一連の祭祀制度改革を指す。

(2) 目黒杏子氏、註(一) 前掲論文参照。

(3) 『統漢書』祭祀志上には、「建武元年、光武即位于鄗、為壇營於鄗之陽。祭告天地、采用元始中郊祭故事。」とあり、光武帝が即位し、天地に祭告した際には元始故事に依拠していたことが確認できる。

(4) 安居香山「後漢における受命改制と緯書思想」(『大正大学研究紀要』五一号、一九六六)参照。氏は後漢の制礼作樂運動が受命改制思想を背景とし、前漢までの礼樂制度の理想形として元始故事をとらえ、その中に後漢王朝の礼樂制度と皇帝権力を位置づけようとする方向性があったことを論じている。

(5) 鷺尾裕子「前漢祖宗廟制度の研究」(『立命館文學』五七七号、二〇〇二)、藤川正數「前漢時代における宗廟礼説の変遷とその思想的根底」(『東方学』二八号、一九六四)、田天「西漢末年的国家祭祀改革」(『歴史研究』第二期、二〇一四)参照。

(6) 西嶋定生「皇帝支配の成立」(『岩波講座世界歴史』岩波書店、一九七〇)、板野長八「古代中国における人間観の展開」(岩波書店、一九八二)参照。

(7) 『後漢書』張純伝

時南單于及烏桓来降、辺境無事、百姓新去兵革、歳仍有年、家給人足。純以聖王之建辟雍、所以崇尊礼義、既富而教者也。……、欲具奏之。未及上、会博士桓荣上言宜立辟雍、明堂、章下三公、太常、而純議同荣、帝乃許之。三十年、純奏上宜封禪、曰、自古受命而帝、治世之隆、必有封禪、以告成功焉。……。中元元年、帝乃東巡岱宗、以純視御史大夫従、并上元封旧儀及刻石文。三月、薨、諡曰節侯。

(8) このほか、『後漢書』儒林伝上には劉昆の伝として、

王莽世、教授弟子恆五百余人。每春秋饗射、常備列典儀、以素木瓠葉為俎豆、桑弧蒿矢、以射菟首。……。既而

天下大乱、昆避難河南負犢山中。

とあり、また同書鄭興伝にも、

時赤眉入関、東道不通、興乃西歸隗囂、虚心礼請、而興恥為之屈、称疾不起。

とある。

(9) 狩野直禎『後漢政治史の研究』（同朋舎出版、一九九三）参照。

(10) 『漢書』卷二十五下、郊祀志に、

宣帝即位、由武帝正統興、故立三年、尊孝武廟為世宗、行所巡狩郡国皆立廟。

とあり、宣帝の時にかつて武帝が巡狩した郡国に郡国廟が立てられた。また校官については、同書卷八十九、循吏文翁伝に、

又修起学官於成都市中、招下県子弟以為学官弟子、為除更繇、高者以補郡県吏、次為孝弟力田。……。至武帝時、

乃令天下郡国皆立学校官、自文翁為之始云。

とあり、武帝の時に郡国に校官を立てることが布令されたことがわかる。ただし洛陽にこれらが立てられたのか、立てられたとしてどこに立てられたのかは判然としない。

(11) 経書中に見られる宗廟の構造や祭祀に関しては諸橋轍次『諸橋轍次著作集 第四卷』（大修館書店、一九七五）参照。

(12) 前漢までの廟制の変遷に関しては、鷲尾氏および藤川氏註(5)前掲論文参照。不毀廟は、天子七廟制において天子が祀ることのできる廟数七を越えて永世祀ることができる廟を指す。

(13) 渡邊氏註(1)前掲書参照。

(14) 『後漢書』光武帝紀上、建武三年春正月の条に、

三年春正月甲子、以偏將軍馮異為征西大將軍、杜茂為驃騎大將軍、大司徒鄧禹及馮異与赤眉戰於回溪、禹、異敗績。とあり、いまだ赤眉軍との戦闘が収束していないことがわかる他、同書建武三年閏月の条、

馮異与赤眉戰於崤底、大破之、余眾南向宜陽、帝自將征之。己亥、幸宜陽。甲辰、親勒六軍、大陳戎馬、大司馬吳漢精卒当前、中軍次之、驍騎、武衛分陳左右。赤眉望見震怖、遣使乞降。丙午、赤眉君臣面縛、奉高皇帝璽綬、詔以属城門校尉。戊申、至自宜陽。己酉、詔曰、群盜縱橫、賊害元元、盆子竊尊号、乱惑天下。朕奮兵討擊、応時崩解、十余萬眾束手降服、先帝璽綬歸之王府。

また同書建武三年三月壬寅の条、

彭寵陷薊城、寵自立為燕王。

などがある。

- (15) 藤川氏註(5)前掲論文、諸橋氏註(11)前掲書参照。両氏によって明らかにされているとおり、宗廟における廟の数は『礼記』祭法篇と同書王制篇とで異なった説を載せている。前漢においては祭法篇が古文学派によって支持され、一方王制篇が今文学派によって支持されたためにはげしい論争となった。今古文の論争と政治については、湯志鈞『西漢経学与政治』(上海古籍出版社、一九九四)参照。

- (16) 『後漢書』光武帝紀建武十二年冬十一月戊寅の条
冬十一月戊寅、吳漢、臧宮与公孫述戰於成都、大破之。述被創、夜死。辛巳、吳漢屠成都、夷述宗族及延岑等。
同書光武帝紀建武十三年夏四月の条

夏四月、大司馬吳漢自蜀還京師、於是大饗將士、班勞策勳。功臣增邑更封、凡三百六十五人。其外戚恩澤封者四十五人。罷左右將軍官。建威大將軍耿弇罷。

- (17) 『後漢書』光武帝紀建武十五年夏六月の条

詔下州郡檢覈墾田頃畝及戶口年紀、又考実二千石長吏阿枉不平者。

同書光武帝紀建武十六年秋九月の条

秋九月、河南尹張伋及諸郡守十余人、坐度田不実、皆下獄死。郡国大姓及兵長、群盜處處並起、攻劫在所、害殺

長史。郡県追討、到則解散、去復屯結。青、徐、幽、冀四州尤甚。

(18) 狩野氏註(9)前掲書参照。氏はの中で奴婢開放令や戸口調査は、王朝初期の財政難を解消する目的のもとおこなわれた施策であるとしている。

(19) 小嶋茂稔『後漢国家統治の構造と展開』（汲古書院、二〇〇九）参照。

(20) 『後漢書』光武帝紀建武十七年冬十月甲申の条

甲申、幸章陵。修園廟、祠旧宅、觀田廬、置酒作樂、賞賜。……十二月、至自章陵。

(21) 中川裕志「光武帝の宣帝觀」（『史学論叢』第四二号、二〇一二）、「光武帝の宣帝觀——補論——」（『ゆけむり史学』第七号、二〇一三）参照。

(22) 藤川氏註(5)前掲論文、中川氏註(17)前掲論文参照。また『漢書』卷十二平帝紀元始四年の条に安漢公奏立明堂、辟雍。尊孝宣廟為中宗、孝元廟為高宗、天子世世獻祭。

とあり、宣帝と元帝の廟を永世祀るよう定めたことがわかる。

(23) 諸橋氏註(11)前掲書参照。ただし『続漢書』祭祀志下には

太祖東面、惠、文、武、元帝為昭、景、宣帝為穆。惠、景、昭三帝非殷祭時不祭。

ともあり、ここでは元帝を昭の列に置いたことが明記されている。すでに祭祀志下の中にもこうした相違がみられるが、なぜこのような相違が生じているのかは判然としない。

(24) 『続漢書』祭祀志下に、

獻帝即位。初平中、相国董卓、左中郎將蔡邕等以和帝以下、功德無殊、而有過差、不応為宗、及余非宗者追尊三后、皆奏毀之。四時所祭、高廟一祖二宗、及近帝四、凡七帝。

とある。また『後漢書』獻帝紀初平元年の条に、

是歲、有司奏、和、安、順、桓四帝無功德、不宜称宗、又恭懷、敬隱、恭愍三皇后並非正嫡、不合称后、皆請除

尊号。制曰、可。

とある。献帝紀では上奏は有司によるものとして明記されていないが、上奏の内容は祭祀志下とほぼ同様である。したがって、蔡邕の上奏が初平元年になされたものとみて大過ないであろう。

- (25) 福井重雅『訳注西京雜記・独断』（東方書房、二〇〇〇）では、経書に該当する記述がみられないとしている。『漢書』卷八十一孔光伝には

綏和中、上即位二十五年、無継嗣、至親有同産弟中山孝王及同産弟子定陶王在。……上以礼兄弟不相入廟、又皇后、昭儀欲立定陶王、故遂立為太子。光以議不中意、左遷廷尉。

とあり、「礼兄弟不相入廟」という類似した語が用いられている。また、同じく『漢書』卷九十九上王莽伝上にも平帝疾、莽作策、請命於泰時、戴璧秉圭、願以身代。……時元帝世絶、而宣帝曾孫有見王五人、列侯広戚侯顯等四十八人、莽惡其長大、曰、兄弟不得相為後。乃選玄孫中最幼広戚侯子嬰、年二歳、託以為卜相最吉。

とあり、ここでも「兄弟不得相為後」という類似した語が使われていることから、少なくとも前漢代にはこの語が経書の文言としてある程度影響力を持っていたようである。

- (26) 『後漢書』光武帝紀建武十九年春正月庚子の条、李賢注

漢官儀曰、光武弟雖十二、於父子之次、於成帝為兄弟、哀帝為諸父、平帝為祖父、皆不可為之後、上至元帝光武為父、故上繼元帝而為九代、故河圖云、九會昌謂光武也、然則宣帝為曾祖、故追尊及祠之。

- (27) 平秀道「王莽と符命」（『龍谷大学論集』三五三号、一九五六）参照。

- (28) 安居香山、中村璋八（共著）『緯書の基礎的研究』（漢魏文化研究会、一九六六）、『緯書思想の総合的研究』（国書刊行会、一九八四）参照。安居氏は、「九世」の語がある緯書が成帝期に夏賀良ら方士によって、九代目である成帝の時代に漢が中興することを希求して形成されたものであることを明らかにしている。

- (29) 安居氏註(4)前掲論文参照。

(30) ただし、「上難復立廟」という部分については金子修一「中国——郊祀と宗廟と明堂及び封禪」（『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院、二〇〇一）、一三一頁注⁽³⁴⁾ではこれをもって光武帝が前漢と同様に、皇帝陵に付随する旁廟を立てるべきであると考えていたものとしている。

(31) たとえば、註(20)の『後漢書』光武帝紀建武十七年冬十月甲申の条。また、『後漢書』光武帝紀建武十九年秋九月の条

秋九月、南巡狩。壬申、幸南陽、進幸汝南南頓具舍、置酒会、賜吏人、復南頓田租歲。父老前叩頭言、皇考居此日久、陛下識知寺舍、每來輒加厚恩、願賜復十年。帝曰、天下重器、常恐不任、日復一日、安敢遠期十歲乎。吏人又言、陛下実惜之、何言謙也。帝大笑、復增一歲。進幸淮陽、梁、沛。

さらに同じく建武十九年の条には
是歲、復置函谷関都尉。修西京宮室。

とあり、長安の宮室が修繕された。そして二十年春二月戊子の条には
二十年春二月戊子、車駕還宮。

とあるため、光武帝の南陽巡幸と長安の宮室修繕が平行していたことがわかる。

(32) 『後漢書』光武帝紀中元元年の条
是歲、初起明堂、靈台、辟雍、及北郊兆域。宣布圖讖於天下。

(33) 『統漢書』祭祀志下
明帝臨終遺詔、遵儉無起寢廟、藏主於世祖廟更衣。孝章即位、不敢違、以更衣有小別、上尊号曰顯宗廟、間祠於更衣、四時合祭於世祖廟。

(34) 『後漢書』曹褒伝には、
父充、持慶氏礼、建武中為博士、從巡狩岱宗、定封禪礼、還、受詔議立七郊、三雍、大射、養老礼儀。顯宗即位、

充上言、漢再受命、仍有封禪之事、而礼楽崩闕、不可為後嗣法。……帝善之、下詔曰、今且改太楽官曰太予楽、歌詩曲操、以俟君子。拜充侍中。作章句弁難、於是遂有慶氏学。

とあり、明帝即位の段階でも「礼楽崩闕、不可為後嗣法」ととらえられていた。

- (35) 藤田忠「上陵の礼よりみた明帝の礼制改革について」(『国士館史学』一号、一九九三)、「明帝の礼制改革について——三朝の礼の成立過程——」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第二六号、一九九三) 参照。氏は明帝による上陵の礼や三朝の礼の実施を明帝期の礼制改革としてとらえ、それらがどのような動機によって実施されたかを明らかにすることの必要性を論じている。